

令和2年度における公文書の管理状況について

はじめに

平成29年7月1日、情報公開の基盤である公文書の適正な管理を図ることを目的として、東京都公文書等の管理に関する条例（平成29年東京都条例第39号。以下「条例」という。）が施行された。

条例第13条において、各実施機関は公文書の管理状況について知事に報告し、知事は毎年度、その概要を公表することとしている。

これは、都政の透明性を確保するとともに、公表に向けた点検、報告等の一連のプロセスを経ることで、各実施機関のチェック機能を働かせ、適正な公文書管理を推進することを目的とするものである。

本資料は、令和2年度における管理状況について、各実施機関から報告を受け、概要を取りまとめたものである。

1 対象機関

条例第2条第1項に掲げる以下の実施機関

知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者（交通局長、水道局長及び下水道局長）、警視總監、消防総監及び東京都が設立した地方独立行政法人（東京都公立大学法人、東京都立産業技術研究センター及び東京都健康長寿医療センター）

2 対象期間

令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の状況
時点を問うものは、令和2年度末（令和3年3月31日）時点の状況

3 公文書の件数について

(1) 公文書の保有件数

実施機関は、政策の形成過程及びその実施について、公文書を適正に作成し、及び管理しなければならないとされている（条例第3条）。また、実施機関は、その責務を果たすため、事案を決定するに当たっては、極めて軽易な事案を除き、文書（電磁的記録を含む。）によりこれを行わなければならないとされている（条例第6条第1項）。

都の実施機関が、令和2年度末時点で保有する公文書の件数は、全実施機関（公安委員会、警視庁、東京消防庁及び地方独立行政法人を除く。）の合計で5,752,080件であり、令和元年度末時点と比べると29,687件（0.5%）増加した。

組織別・保存期間別の内訳は、以下のとおりである。

局等	件数	保存期間別					
		1年	3年	5年	10年	30年	その他
政策企画局	17,363	5,630	4,119	4,769	487	1,003	1,355
都民安全推進本部	11,055	2,735	2,707	5,370	22	42	179
デジタルサービス局	11,561	4,810	5,169	1,069	20	248	245
総務局	238,446	54,658	68,746	78,931	10,619	15,287	10,205
財務局	71,288	12,301	21,692	17,323	6,156	11,591	2,225
主税局	233,140	39,216	62,421	63,775	5,048	1,478	61,202
生活文化局	101,500	22,902	35,193	30,840	747	8,517	3,301
オリンピック・パラリンピック準備局	33,808	10,950	9,138	11,136	1,004	383	1,197
都市整備局	170,927	31,068	43,828	36,340	43,769	12,469	3,453
住宅政策本部	73,671	14,388	21,056	28,937	5,593	1,767	1,930
環境局	77,419	20,806	26,897	23,961	4,143	772	840
福祉保健局	715,676	160,724	227,484	221,283	24,474	59,618	22,093
病院経営本部	216,232	39,964	66,218	97,432	6,688	2,459	3,471
産業労働局	308,492	62,665	89,261	109,883	7,377	2,132	37,174
中央卸売市場	72,473	31,279	26,294	12,932	877	383	708
建設局	415,912	51,764	160,462	86,498	46,093	66,918	4,177
港湾局	88,332	19,908	42,780	16,649	1,717	5,420	1,858
会計管理局	17,487	3,476	3,170	8,658	1,711	164	308
交通局	94,287	20,543	38,491	16,262	9,298	8,321	1,372
水道局	314,863	35,629	16,962	43,461	23,721	65,584	129,506
下水道局	369,661	35,212	19,861	112,335	51,730	138,938	11,585
教育庁	2,031,147	647,084	652,886	600,021	15,417	40,323	75,416
選挙管理委員会事務局	10,401	2,767	2,738	1,873	447	958	1,618
人事委員会事務局	11,239	2,458	1,442	1,407	192	5,374	366
監査事務局	5,999	1,879	796	1,672	1,255	109	288
労働委員会事務局	5,672	2,120	622	1,293	44	1,535	58
収用委員会事務局	34,029	3,155	775	1,211	95	28,675	118
令和2年度 計	5,752,080	1,340,091	1,651,208	1,635,321	268,744	480,468	376,248
(参考) 令和元年度 計	5,722,393	1,348,567	1,677,119	1,570,849	256,753	457,345	411,760
(参考) 増減数	29,687	△ 8,476	△ 25,911	64,472	11,991	23,123	△ 35,512
(参考) 増減率(%)	0.5	△ 0.6	△ 1.5	4.1	4.7	5.1	△ 8.6

(注) 1 東京都文書総合管理システムにおける件数。同システムを利用しない局等については、下表のとおり。

2 年度をまたいで決定した場合等におけるシステム処理の都合上、令和元年度末時点の保有件数に令和2年度中の作成・取得件数及び廃棄件数を差引きした件数と、令和2年度末時点の保有件数は、必ずしも一致しない。

3 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会は産業労働局の内数、固定資産評価審査委員会は主税局の内数としている。

4 組織別の数値は、現行の局等に合わせて表示している。

5 「令和元年度 計」の「30年」欄には、制度改正前の「長期保存」の件数を記載している。

<東京都文書総合管理システム利用外の局等>

局等	件数等
公安委員会	44 ファイル
警視庁	474,218 ファイル
東京消防庁	887,677 件
東京都公立大学法人	77,402 件
東京都立産業技術研究センター	13,053 件
東京都健康長寿医療センター	61,642 件

(注) 1 各実施機関の文書管理システム等における件数又はファイル数。公安委員会及び警視庁においては、ファイル単位での管理であるため、単位はファイル数としている。

2 地方独立行政法人（東京都公立大学法人、東京都立産業技術研究センター及び東京都健康長寿医療センター）については、条例制定年度である平成 29 年度以降の作成・取得分における保有件数としている。

(2) 公文書の作成・取得件数

実施機関が、令和2年度に新規に作成又は取得した公文書の件数は、全実施機関（公安委員会、警視庁、東京消防庁及び地方独立行政法人を除く。）の合計で、1,084,204件であり、令和元年度と比べると113,645件（9.5%）減少した。

組織別・保存期間及び保存期間満了後の措置別の内訳は、以下のとおりである。

局等	件数	保存期間別						保存期間満了後の措置	
		1年	3年	5年	10年	30年	その他	移管	廃棄
政策企画局	4,814	2,054	978	1,593	58	28	103	65	4,749
都民安全推進本部	3,210	1,089	473	1,621	0	0	27	103	3,107
デジタルサービス局	3,424	1,617	1,315	396	9	44	43	15	3,409
総務局	49,703	18,161	12,597	14,954	1,086	904	2,001	1,303	48,400
財務局	14,102	5,252	4,394	3,307	406	343	400	436	13,666
主税局	50,239	17,599	13,454	10,523	869	88	7,706	388	49,851
生活文化局	23,122	8,457	6,895	6,968	38	505	259	592	22,530
オリンピック・パラリンピック準備局	6,138	2,229	1,371	2,411	58	6	63	40	6,098
都市整備局	26,027	9,308	6,695	7,194	2,243	324	263	529	25,498
住宅政策本部	14,681	5,492	3,389	5,200	311	72	217	123	14,558
環境局	16,452	6,312	2,808	6,975	209	63	85	181	16,271
福祉保健局	147,452	53,222	46,918	39,594	2,078	3,112	2,528	3,161	144,291
病院経営本部	36,678	10,348	10,548	14,439	344	162	837	74	36,604
産業労働局	66,841	21,795	14,774	23,030	432	101	6,709	218	66,623
中央卸売市場	17,115	9,401	5,609	1,984	101	19	1	52	17,063
建設局	67,624	18,809	24,180	16,370	4,743	2,800	722	2,757	64,867
港湾局	16,856	6,099	7,358	2,647	133	155	464	119	16,737
会計管理局	3,669	1,398	495	1,567	152	7	50	64	3,605
交通局	19,833	7,115	7,995	3,263	887	445	128	175	19,658
水道局	41,183	12,532	2,557	6,318	7,147	3,279	9,350	2,610	38,573
下水道局	46,442	13,158	5,660	14,648	3,796	7,818	1,362	1,331	45,111
教育庁	399,953	185,627	112,690	84,382	907	2,354	13,993	1,612	398,341
選挙管理委員会事務局	1,708	719	312	388	24	52	213	13	1,695
人事委員会事務局	2,214	1,132	352	352	18	312	48	190	2,024
監査事務局	1,379	674	154	425	79	3	44	34	1,345
労働委員会事務局	1,701	1,142	169	323	5	56	6	59	1,642
収用委員会事務局	1,644	1,171	146	212	27	84	4	74	1,570
令和2年度計	1,084,204	421,912	294,286	271,084	26,160	23,136	47,626	16,318	1,067,886
(参考) 令和元年度計	1,197,849	477,607	357,943	235,674	28,559	24,860	73,206		
(参考) 増減数	△ 113,645	△ 55,695	△ 63,657	35,410	△ 2,399	△ 1,724	△ 25,580		
(参考) 増減率(%)	△ 9.5	△ 11.7	△ 17.8	15.0	△ 8.4	△ 6.9	△ 34.9		

(注) 1 東京都文書総合管理システムにおける件数。同システムを利用しない局等については、下表のとおり。

- 2 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会は産業労働局の内数、固定資産評価審査委員会は主税局の内数としている。
- 3 組織別の数値は、現行の局等に合わせて表示している。
- 4 「令和元年度計」の「30年」欄には、制度改正前の「長期保存」の件数を記載している。

<東京都文書総合管理システム利用外の局等>

局等	件数等
公安委員会	12 ファイル
警視庁	127,051 ファイル
東京消防庁	257,785 件
東京都公立大学法人	20,177 件
東京都立産業技術研究センター	4,539 件
東京都健康長寿医療センター	11,592 件

(注) 各実施機関の文書管理システム等における件数又はファイル数。公安委員会及び警視庁においては、ファイル単位での管理であるため、単位はファイル数としている。

(3) 公文書の廃棄件数

実施機関が、令和2年度に廃棄した公文書の件数は、全実施機関（公安委員会、警視庁、東京消防庁及び地方独立行政法人を除く。）の合計で、1,041,013件であり、令和元年度と比べると10,816件（1.0%）増加した。

組織別・保存期間別の内訳は、以下のとおりである。

局等	件数	保存期間別				
		1年	3年	5年	10年	その他
政策企画局	4,901	2,668	802	558	4	869
都民安全推進本部	2,705	1,563	620	451	2	69
デジタルサービス局	1,634	925	617	55	2	35
総務局	49,073	19,504	16,479	8,928	257	3,905
財務局	13,910	5,476	5,115	2,490	194	635
主税局	56,014	21,143	15,658	10,351	290	8,572
生活文化局	22,759	9,234	7,881	4,269	75	1,300
オリンピック・パラリンピック準備局	5,632	3,992	1,086	257	1	296
都市整備局	26,748	9,891	7,902	6,736	1,003	1,216
住宅政策本部	12,552	4,660	4,341	2,783	34	734
環境局	17,259	8,068	6,012	2,629	129	421
福祉保健局	140,050	54,134	48,015	30,645	1,754	5,502
病院経営本部	41,697	13,657	12,751	11,271	3,539	479
産業労働局	66,693	24,385	17,994	13,021	574	10,719
中央卸売市場	13,517	8,112	3,541	1,554	17	293
建設局	81,829	24,397	39,363	11,921	4,010	2,138
港湾局	14,359	5,510	6,344	1,993	117	395
会計管理局	3,136	1,512	417	1,121	2	84
交通局	19,511	7,877	8,242	2,236	569	587
水道局	55,443	12,836	3,902	7,212	1,046	30,447
下水道局	35,364	13,321	1,766	15,111	4,074	1,092
教育庁	349,710	166,365	103,717	64,776	1,018	13,834
選挙管理委員会事務局	1,829	819	524	261	32	193
人事委員会事務局	1,869	1,224	313	156	8	168
監査事務局	1,120	757	110	171	0	82
労働委員会事務局	1,161	928	124	90	0	19
収用委員会事務局	538	290	87	123	4	34
令和2年度計	1,041,013	423,248	313,723	201,169	18,755	84,118
(参考) 令和元年度計	1,030,197	416,577	308,777	202,557	16,265	86,021
(参考) 増減数	10,816	6,671	4,946	△ 1,388	2,490	△ 1,903
(参考) 増減率(%)	1.0	1.6	1.6	△ 0.7	15.3	△ 2.2

- (注) 1 東京都文書総合管理システムにおける件数。同システムを利用しない局等については、下表のとおり。
 2 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会は産業労働局の内数、固定資産評価審査委員会は主税局の内数としている。
 3 組織別の数値は、現行の局等に合わせて表示している。

<東京都文書総合管理システム利用外の局等>

局等	件数等
公安委員会	13 ファイル
警視庁	129,615 ファイル
東京消防庁	267,877 件
東京都公立大学法人	8,772 件
東京都立産業技術研究センター	1,920 件
東京都健康長寿医療センター	28 件

(注) 1 各実施機関の文書管理システム等における件数又はファイル数。公安委員会及び警視庁においては、ファイル単位での管理であるため、単位はファイル数としている。

2 地方独立行政法人（東京都立大学法人、東京都立産業技術研究センター及び東京都健康長寿医療センター）については、条例制定年度である平成 29 年度以降の作成・取得分における廃棄件数としている。

上記のうち、重要な公文書については、局の庶務主管課長の承認を得る等、厳格な手続により廃棄を行っている。「重要な公文書」については、各実施機関において以下のような公文書を対象としている。

<例>

- ・ 決定権者が部長以上の職にあり、かつ、保存期間が5年以上の起案文書（知事部局等）
- ・ 条例案及び規則案の原議の写し（公安委員会、警視庁）

令和2年度に廃棄した重要な公文書の件数は、全実施機関（公安委員会、警視庁、東京消防庁及び地方独立行政法人を除く。）の合計で、64,164件であった。

組織別の内訳は、以下のとおりである。

局等	件数等
政策企画局	182
都民安全推進本部	215
デジタルサービス局	77
総務局	2,170
財務局	1,738
主税局	10,486
生活文化局	1,146
オリンピック・パラリンピック準備局	91
都市整備局	3,065
住宅政策本部	1,068
環境局	624
福祉保健局	8,567
病院経営本部	2,322
産業労働局	4,401
中央卸売市場	303
建設局	7,607
港湾局	977
会計管理局	38
交通局	1,014
水道局	9,416
下水道局	6,601
教育庁	1,852
選挙管理委員会事務局	52
人事委員会事務局	55
監査事務局	90
労働委員会事務局	7
収用委員会事務局	0
計	64,164

- (注) 1 東京都文書総合管理システムにおける件数。同システムを利用しない局等については、下表のとおり。
- 2 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会は産業労働局の内数、固定資産評価審査委員会は主税局の内数としている。
- 3 組織別の数値は、現行の局等に合わせて表示している。

<東京都文書総合管理システム利用外の局等>

局等	件数等
公安委員会	0 ファイル
警視庁	8 ファイル
東京消防庁	557 件
東京都公立大学法人	0 件
東京都立産業技術研究センター	0 件
東京都健康長寿医療センター	0 件

(注) 公安委員会及び警視庁においては、ファイル単位での管理であるため、単位はファイル数としている。

(4) 公文書館への移管件数

実施機関は、歴史公文書等（歴史資料として重要な公文書その他の文書）に該当する公文書については、保存期間満了後、公文書館に移管するものとされている（条例第7条第2項、第10条第1項）。

知事部局では、保存期間満了後の措置として公文書館に移管することが定められ、又は公文書館への移管の求めに応じることとされた公文書を、保存期間が満了した年度の翌年度中に公文書館に移管するものとされている（東京都文書管理規則（平成11年東京都規則第237号。以下「規則」という。）第49条第1項）。

令和2年度は、各実施機関から1,397件の公文書が移管されている。

(注) 上記の件数には、東京都文書総合管理システムに登録されない帳票、史資料等を含む。

(5) その他

① 保存期間を延長した公文書の件数

実施機関は、必要があると認めるときは、公文書の保存期間を延長することができるものとされている（条例第10条第2項）。

具体的には、現に監査、検査等の対象となっている公文書、契約や協定締結等に関する公文書で次期改正時期まで保存が必要なもの等が該当する。

各実施機関が、令和2年度に保存期間を延長した公文書は、全体で666件となっている。

令和2年度	令和元年度	増減数
666	766	△100

② 滅失した公文書の件数

実施機関は、公文書について、当該公文書の保存期間が満了する日までの間、適切に保存しなければならないとされている（条例第8条）。

令和2年度において、保存期間満了前の誤廃棄等が判明したものが、全体で65件あった。

当該事案については、局の庶務主管課長等への通知等、必要な事務処理を行うとともに、必要な保存期間の確認等、公文書としての適正な管理について所属内の意識啓発を図るなど、再発防止に向けた措置がとられている。

令和2年度	令和元年度	増減数
65	9	56

③ 保存期間満了前に廃棄した公文書の件数

令和2年度において、特別の必要が生じたことにより、保存期間が満了する日の前に公文書を廃棄した事案が、全体で1,167件あった。

具体的には、特別区の児童相談所設置市への移行に伴い関係公文書について廃棄扱いとした上で当該区に引き継いだ事案、図面について閲覧用システム上で閲覧可能となったことから紙図面を廃棄した事案等がある。

なお、当該事案については、局の庶務主管課長の承認を得る等の必要な手続をとった上で、廃棄を行っている。

令和2年度	令和元年度	増減数
1,167	931	236

4 公文書管理に係る研修の実施状況について

実施機関は、当該実施機関の職員に対し、公文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行わなければならないものとされている（条例第4条第1項）。

令和2年度の、各実施機関における上記研修の実施状況は、以下のとおりである。

東京都職員研修所が実施する研修は、各職層における新任職員を、総務局総務部文書課が実施する研修は、各局等の文書事務担当者を対象として行われたものである。

また、各局等において、新規採用職員、他局からの転入職員、各課文書取扱主任等を対象に、組織の実状に応じた研修が行われている。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染防止のため、集合研修に替えてオンライン開催及び書面開催によるものが多く実施された。

実施主体	種別	実施回数(回)	延べ参加者数(人)
東京都職員研修所	課長研修	0	0
	統括課長代理研修	0	0
	課長代理研修	1	600
総務局総務部文書課	文書事務講習会	0	0
	総務局実務研修(文書事務)	1	89
各局等	文書事務、文書審査研修等	104	4,405
令和2年度 計		106	5,094
(参考) 令和元年度 計		121	6,458
(参考) 増減数		△15	△1,364
(参考) 増減率(%)		△12.4	△21.1

(注) オンライン開催又は書面開催のため参加者を把握していないもの(受講登録不要のもの)は、実施回数のみ計上している。

このほか、新規採用職員向けのeラーニングの実施や、上記研修の参加者による職場内研修、説明会等の取組も実施された。

5 公文書管理に係る点検の実施状況について

(1) 点検の実施状況

実施機関は、毎年度、公文書の管理状況を点検し、必要な措置を講じなければならないとされている（条例第12条）。

令和2年度の、各実施機関における点検の実施状況は、以下のとおりである。

原則として課を単位として実施することとし、対象となる2,056課等の全てにおいて実施された。

課等の数	実施した課等の数	実施回数		
		1回	2回	3回以上
2,056	2,056	1,399	618	39

主な点検の内容は、以下のとおりである。

- ・ 重要な事案について経過資料を作成するとともに、起案文書への添付等を行っているか。
- ・ 公文書の保存期間について、適切に設定するとともに、必要に応じて見直しを行っているか。
- ・ 個人情報等を含む公文書について、施錠できるロッカー等に厳重に保管しているか。
- ・ 公文書を廃棄するときは、公文書の件名、廃棄する日、廃棄の方法等を記載した起案文書によって、廃棄する旨の決定をしているか。
- ・ 文書総合管理システムにおいて、登録、保存等の所要の処理が行われているか。
- ・ 文書総合管理システムにおいて、「公開件名」を適切に設定しているか（個人情報等、公開すべきでない情報が含まれていないか。）。

(2) 主な改善事例

点検の結果、以下のような事例が判明した。

主な事例	改善状況
秘密文書について、文書総合管理システムへの指定の記録及び解除の処理が漏れているものがあった。	速やかに記録及び解除を行うとともに、適正な処理を行うよう周知した。
公文書の件名に、公開すべきでない個人情報等が含まれていた(公開する前に削除)。	公文書の件名は、システム上の公開処理によりインターネット上に掲載されるため、当初から個人情報等を含まない件名とするよう、改めて注意喚起を行った。
文書総合管理システム上の分類記号等の選択誤りがあった。	修正し、同様の誤りが生じないように周知徹底した。
紙の起案文書への決定日等の記入漏れがあった。	速やかに記入した。

このような事例が見受けられた課においては、改善措置が実施され、令和2年度末時点において、概ね適正な管理状況となっている。

総務局総務部文書課
文書指導担当
03-5388-2329